



ども、続いて出て参りましたので、その点で政府にまあお伺いしたのですけれども、大体政府としては、この特別文化都市建設法案が通つて、熱海でも別府でも特段によくなるという見通しを持つておられるのかどうか伺います。

○政府委員(八嶋三郎君) まあ先程の言葉が少し足らなかつたので、もう少し補足さして頂きたいと思いますが、この特別法案がああ成立いたしましたが、そのためには、実は住民の投票を要するということになつておりますので、現在議会は通りましたが、いよいよ本当の法案として成立をして参りました。法律が通つた上におきましては、住民の投票が通つたときに、議会の意思を尊重いたしまして、政府はできるだけ、若しもこの法案が通りました場合におきましては、国際援助は惜しまないつもりで私共は努力を払つて行きたいということは、都市局といたしましては考えておる次第であります。

○岩崎正三郎君 具体的に目下そういうことについてこうしてやりたい、あとでやりますと、そういうところの具体的な考えはまだ持つていなければですね。

○政府委員(八嶋三郎君) 別府の問題につきましては、勿論重要な度合によるところにつきましては、できるだけの御援助は申上げて行きたいといふことはありますので、そのまゝお重要なものにつきましては、私共は

国家財政、地方財政の許す限りにおいて、一定の何か援助は申上げたいといふような気持を持つておる次第であります。

○赤木正雄君 観光都市のものが整備されないと私は言わない。差別待遇をうよううな気持を持つておる次第であります。もつと詳しい別府の都市計画をお話した上で申上げる方がいいと思いますけれども、今日はまあその時間はないようありますから、改めて一つ又……

○赤木正雄君 今政府当局から言われたことについて少し質問があるのであります。この法案が通つたらば、特にこの法案の趣旨に鑑みて考慮すると、こういうようなお話をあります。たゞ、これは私別府の場合にもたしますと、これは私別府の場合にも、首都建設の法案のときにも何回も質問もし、政府の答弁も聞いたんです。が、全國には百二十数ヶ所の戦災都市がある、又戦災都市でない都市におきまして或いは日光のごとき、或いは箱根のごとき、現在日本の外客誘致として最も優れた場所が澤山ある、そういうふうな特殊な法案が出ていない、法をされる考え方でありますかどうか。

○政府委員(八嶋三郎君) その点は前にも大臣がお話を申上げましたように、私共いたしまして、戦災復興の都市を纏めにしてまで考えておらない、たために今までと考え方をお變えにならぬところまで現在も施設しておらぬが、今後もよし法案はなくとも法案に、私共いたしまして、戦災復興の法をされる考え方でありますか。

○政府委員(八嶋三郎君) その点は前にも大臣がお話を申上げましたように、私共いたしまして、戦災復興の法をされる考え方でありますか。たから時にそれに重点をお置きになるが、重點を置かなくとも法案が通過したために今までと考え方をお變えにならぬところまで現在も施設しておらぬが、今後もよし法案はなくとも法案に、私共いたしまして、戦災復興の法をされる考え方でありますか。

○政府委員(八嶋三郎君) そういふ点も観光都市といったようなものを全然整備しないのかといふようなお話をございまするが、この点につきましてはやはり観光都市として私共は重要性のあるところにつきましては、できるだけの御援助は申上げて行きたいといふことはあります。たゞ、これは私別府の御援助をするつもりでありますと、何とか問題の措置を考えて行きたいとは思つております。

○久松定武君 今の観光都市の建設については國が必要とあれば財産を譲渡するといふ第四條の規定ですね、戦災復興の法をされる方針でありますので、この法案の都市だけを観光都市と

して取上げるというようなことには実は考えておらない次第であります。

○赤木正雄君 観光都市のものが整備されないと私は言わない。差別待遇をしてないと私は言わない。差別待遇をされるかどうか、その問題です。

○政府委員(八嶋三郎君) 差別待遇とあいろくとその都市につきましては、いろいろな氣持はございませんが、まあ具体的な問題もございますので、そういうような気持はございませんが、まあことについて国際的な面として觀光都市を伸ばして行かなければならんと、いうようなことと、そうでないよう

○赤木正雄君 今のことはおつしやるまでもなしによく分つております。觀光都市として発達させるべきものは当然発達させなければならない、そういうふうな点は、まだどうか、重點を置かなくとも法案が通過したために今までと考え方をお變えにならぬところまで現在も施設しておらぬが、今後もよし法案はなくとも法案に、私共いたしまして、戦災復興の法をされる考え方でありますか。

○政府委員(八嶋三郎君) その点は前にも大臣がお話を申上げましたように、私共いたしまして、戦災復興の法をされる考え方でありますか。

○政府委員(八嶋三郎君) 政府自体といたしまして、こういう包括的な規定で行く方がいいか、もつとやはり細かくやつて行くと、ういう方がいいか、その点は実は研究いたしておる次第でございまして、或る一定の都市計画上必要としたものにつきましては、譲渡する途

があると思します。その規定だけでございまして、これは何も戦災都市に限らず、一般の都市につきまして同様でござりますので、戦災都市なる故を以て、特別に譲与するとか譲渡するといつたような規定はございません。

○久松定武君 そうしますと、国は特に觀光都市だけは、今のような第四條が非常な優遇をされた規定を持つ、特別戦災を被つた非常に苦しい思いをしておるところにそろそろ規定がない。私は非常な不公平だと思いますけれども、政府はどうお考えですか。

○政府委員(八嶋三郎君) まあそういう問題は、結局政府が必要と認めた場合に、私共いたしましては、まあ戦災復興の法をされる考え方でありますか。

○赤木正雄君 先程私の質疑のときに申しました、この第四條に関する修正案をおありの方は討論中にお述べをお願いいたします。

○委員長(中川幸平君) それでは御異議ないと認めます。

○石坂豊一君 それでこれから討論に入ります。御意見のある方は、それべく賛否を明らかにしてお述べを願います。尙修正案をおありの方は討論中にお述べをお願いいたします。

○委員長(中川幸平君) いや、まだ……質疑が盡きたものと見て御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中川幸平君) それでは御異議ないと認めます。

○石坂豊一君 それでこれから討論に入ります。御意見のある方は、それべく賛否を明らかにしてお述べを願います。尙修正案をおありの方は討論中にお述べをお願いいたします。

○委員長(中川幸平君) まあ、その點は、結構政府が必要と認めた場合に、私共いたしましては、まあ戦災復興の法をされる考え方でありますか。

○政府委員(八嶋三郎君) まあ、その點は、結構政府が必要と認めた場合に、私共いたしましては、まあ戦災復興の法をされる考え方でありますか。

○委員長(中川幸平君) まあ、その點は、結構政府が必要と認めた場合に、私共いたしましては、まあ戦災復興の法をされる考え方でありますか。

○安達良助君 只今赤木先生のいろいろな事情から譲与と譲渡という問題に關しまして非常な御高説は御尤もだと聞いておりますが、この熱海と伊東との関係においては、非常に違うという点があるのです。梅園を熱海市の住民がこれを買つて思ひますと、この熱海と伊東との関係においては非常に違うという点があるのです。

あわせたものにつきましては、私共は

す。この法案の都市計画を露光都市と

都市や何かに対しても、どうい規定

修正する意図がありますのですか。

事情ありますので

熱海の方は家計

院の通過を賛成をいたしました。伊東の方はそういう具体的な内容がありますので、伊東の方は譲渡という修正に対しまして賛成いたしました。

○赤木正雄君 熱海の方は以前に土地の人の持つていたのを國に上げたと、そういう關係があるからして譲与でよい、こういうことであります。そういうことを段々考えますと、日光にいたしましても、その他箱根にいたしましても、昔は誰かが持つていて、それを国に上げた、こういふものは澤山ある。實際問題として国有林のこととはそれが非常に多い、ありますから私はそういうことは若しよんば誰が持つてたか知りませんが、それを熱海が國に寄附したという意味でこれを譲与することは異議があります。やはり修正に御賛成下さった方が将来これに類する法案を處理する場合に公平を期すると思します。

○委員長(中川幸平君) 他に御意見もなしよりありますから……

○大隅君 私はですね。この四條の問題は赤木委員御説の通り、その他は原案通り賛成をいたすものであります。従つてこの熱海の……以前は熱海の財産であつて國にやつたものだ、それから尙そいう事情もあり、又熱海としますとの梅園とお宮の松といふのは熱海の生命と僕は思つております。それから尙今度は火災の災害等にも同情いたしますとこれは譲与を行きたえといだしますとこれは譲与を行きたいと思うのであります。赤木委員の御説の通り他の関連が多くあるものであるから、私は先程申上げました通り、四條はこの修正で赤木委員の御意見通り賛成をいたすものであります。

〔着手者多數〕

○委員長(中川幸平君) 多数と認めます。よつて修正案は可決されました。次に赤木委員修正にかかる文案を除いた法案全部を問題といたします。この衆議院送付案に賛成の方の着手を願ひます。

〔着手者多數〕

○委員長(中川幸平君) 全会一致を以て赤木委員提出の修正案は可決されました。次に只今採決いたしました赤木委員提出の修正にかかる部分を除いての原案全部を問題にいたします。修正部分を除いた衆議院送付案に賛成の方の着手を願ひます。

〔着手者多數〕

○委員長(中川幸平君) 休憩前に引続き委員会を開会いたします。速記を止め……

○岩崎正三郎君 私も四條の修正には賛成いたしました。それから附加えましてこの法案が通過した場合には、更に住民投票で最後の施行が決まると思うのであります。これはこの憲法にも、住民投票をやれといつておることは、こういふ法案が作られた場合には、住民が本当に自分の法案だ、自分のものだという確信をつけさせるために、住民投票をやると思うのであります。

どうかこの法案、熱海でも伊東でもこの法案ができましたらこれは誠に日本の現状においては特別のことは法案であるので、方々の戦災都市その他を考えるならば熱海、伊東の諸君は、別府も勿論そうでありましようが、この法を本当に活用して、本当によく熱海、伊東を文化的な立派な都市にして貢いで、これは委員長において本案の内規の内容は、本院規則第百四條によつて、予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつております。

○赤木正雄君 ちよつと、この問題について私はこういふ立派な、少くともこれが通過することを非常に皆さん御希望なさっております。併し私はこの法案が果していいか悪いか、全体として大要疑問を持つております。ややも

するとタマニーホールのあの悪弊を日本に立派に持ち来るのではないいかと、いう懸念もあります。こういう面から折角皆さんの希望もあつて全会一致で通ることを希望しております。

○委員長(中川幸平君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(中川幸平君) 速記を始めて。多数と認めます。よつて熱海国際観光温泉文化都市建設法案は多數を以て修正可決されました。

〔速記中止〕

○委員長(中川幸平君) 別に御意見もないと認めて御異議ありませんか。

○委員長(中川幸平君) 伊東を文化的な立派な都市にして貢いで、これは委員長において本案の内規の内容は、本院規則第百四條によつて、予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつております。

○委員長(中川幸平君) 速記を始めて。多数と認めます。よつて熱海国際観光温泉文化都市建設法案は多數を以て修正可決されました。

○委員長(中川幸平君) 御異議なしと認めます。それで採決に入ります。

○委員長(中川幸平君) 別に御意見もないと認めて御異議ありませんか。

○委員長(中川幸平君) 伊東を文化的な立派な都市にして貢いで、これは委員長において本案の内規の内容は、本院規則第百四條によつて、予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつております。

○委員長(中川幸平君) 速記を始めて。多数と認めます。よつて熱海国際観光温泉文化都市建設法案は多數を以て修正可決されました。

○委員長(中川幸平君) 御異議なしと認めます。それで採決に入ります。

○委員長(中川幸平君) 別に御意見もないと認めて御異議ありませんか。

○委員長(中川幸平君) 伊東を文化的な立派な都市にして貢いで、これは委員長において本案の内規の内容は、本院規則第百四條によつて、予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつております。

○委員長(中川幸平君) 速記を始めて。多数と認めます。よつて熱海国際観光温泉文化都市建設法案は多數を以て修正可決されました。

○委員長(中川幸平君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決されました。

尚、本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四條によつて、予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつております。

午後三時二十分開会

午後三時二十四分速記開始  
午後三時二十五分散会

出席者は左の通り。

委員長 中川幸平君

理事 岩崎正三郎君

赤木正雄君

大隅憲二君

安達良助君

安部定君

久松定武君

石坂豊一君

岩崎正三郎君

大隅憲二君

安達良助君

安部定君

昭和二十五年五月二十一日印刷

昭和二十五年五月二十四日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所